

「ICTを活用した札幌まちめぐり事業」公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

「ICTを活用した札幌まちめぐり事業（観光アプリ・コンテンツ制作）」

2 業務期間

平成24年4月上旬から平成25年3月31日まで

3 業務の目的

札幌の魅力ある情報を観光客のニーズに応じてタイムリーに提供するため、スマートフォン（多機能携帯電話）やタブレットPC等に対応した観光アプリケーションソフトウェア（以下、「観光アプリ」という。）を開発し、国内外の観光客の札幌まちめぐり（周遊・滞在）を促進し、受入環境整備及び札幌の観光振興に寄与することを目的とする。

4 業務内容

当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、以下に掲げる業務を行うこととします。

（1）観光アプリの開発・公開

- ア iOS（Version4.1以上）及びAndroidOS（Version2.2以上）に対応した観光アプリを、それぞれ開発すること。また、観光アプリ公開にあたって必要な動作検証を行うこと
- イ 日本語のほか、外国人観光客が利用することを想定し、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に対応すること
- ウ 観光スポットや観光モデルコースを効果的に紹介するため、動画再生機能が盛り込まれていること
- エ 札幌における観光客のまちぐりを促進するため、（2）で制作する観光コンテンツと端末のGPS機能を連動させた道案内（ナビゲーション）機能が盛り込まれていること
- オ 開発した観光アプリをiOSであればApp Store、AndroidOSであればAndroid Marketから、入手可能とするために必要な手続きを行うこと
- カ 今後、「自然風景」「食」「芸術文化」「体験」「イベント」等のコンテンツを新規に制作した場合は、それらのコンテンツを当該業務で開発する観光アプリに組み込むこと。当該作業に必要な調整事項については、札幌市の指示に従うこと。

(2) 観光コンテンツの制作

- ア 観光アプリで提供するため、札幌市内及びさっぽろ広域観光圏エリアの観光コンテンツ（観光施設 26 箇所程度、観光モデルコース 10 コース程度 / 一言語につき）の制作を行い、多言語（英語、中国語[簡体字・繁体字]、韓国語）に対応すること。なお、観光コンテンツの新規制作、市所有の既存のコンテンツの活用、受託者所有のコンテンツを活用することは可能とする。

既存コンテンツとは：札幌市及び札幌市国内観光プロモーション実行委員会、札幌市国際誘致事業実行委員会、札幌まちめぐりパス、夢大地北海道ガイドタクシー等の事業で制作された紙媒体、動画等の成果物（札幌市所有）を指します。

- イ 観光アプリで提供するため、札幌市国内観光プロモーション実行委員会制作の「観光モデルコースリーフレット」(vol.1～vol.13 vol.11～13 は平成 23 年度末完成予定)を基に、5 コース以上のモデルコースを多言語化（英語・中国語[簡体字・繁体字]・韓国語）し、観光コンテンツを制作すること。
- ウ 観光アプリで提供するため、夢大地北海道ガイドタクシー（札幌版）を紹介するための観光コンテンツを制作すること。

(3) 観光アプリの運用・保守

- ア 観光アプリ開発着手後から委託期間終了までの期間、観光アプリの運用・保守管理を行い、必要な対応（iOS 及び Android OS のバージョンアップに伴う対応、観光アプリの動作検証、不具合等の修正）を行うこと
- イ 観光アプリ公開後から委託期間終了までの期間、ダウンロード数及び国・地域等の利用状況について調査を行い、札幌市に報告すること

(4) 観光アプリの周知活動（広報及び広告）

開発した観光アプリが国内外の観光客に周知が図られるような広報及び広告活動を行うこと

(5) 事業実施報告書の作成

(6) その他本事業に付随する業務

5 企画提案にあたっての留意点

(1) 企画提案全体について

- ア 露出効果や誘客効果が高まるよう、話題性のある企画を検討してください。
- イ 当該事業で開発した観光アプリは、札幌市が国内外で行う観光客のプロモーション活動に活用する予定です。
- ウ 観光客が求めるニーズを把握した上で、札幌の地域性や魅力を発信し、旅行前、旅行中に観光客が求める観光情報等をタイムリーに提供できるような提案を心

がけてください。

- エ 平成 25 年度以降の事業継続を見据え、観光アプリの維持管理費について、極力低廉のものとなるような企画を検討してください。

(2) 観光アプリの構成・機能、観光コンテンツについて

- ア 文字情報、画像、動画など、さまざまな観光コンテンツが効果的に提供され、観光客にとって見やすく、使い勝手の良いものとなるよう工夫をしてください。
- イ 観光客が札幌の魅力を直接発信できるよう、ソーシャルメディアと容易に連携できるようにしてください。
- ウ 札幌市として、観光アプリ内において飲食店、小売店、土産物店などの個別の店舗を具体的に紹介することは困難です。飲食店、小売店、土産物店の情報について、どのような提供が可能か検討してください。

(3) 著作権等について

ア コンテンツについて

(ア) 当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、制作し、納品した観光コンテンツについて、札幌市（以下「委託者」という。）が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととします。

(イ) 受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとします。

(ロ) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととします。

(ハ) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとします。

なお、観光コンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を採った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作権等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにしてください。

(ニ) 当該観光コンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合その他委託者の責に帰する事由により原著作物の著作権等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととします。

イ 観光アプリについて

札幌市に対して、独占的に観光アプリの使用許諾を与えるものとする。なお、委託契約期間以降、札幌市が観光アプリ及びコンテンツの更新・修正を要請する場合について、受託者は札幌市の協議に応じるものとする。

(4) 個人情報の取り扱い

当業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。

6 公募型プロポーザルの参加資格

本プロポーザルの参加者の要件は、以下のとおりとします。ただし、(2)については、グループで応募する場合は、構成員のいずれか1社が要件を満たすこととします。

- (1) 法人格を有する企業、団体であること
- (2) 札幌市内に主たる事務所を有していること
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付け財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと
- (5) 所得税または法人税、消費税または地方消費税、札幌市税または主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がないこと
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと

プロポーザルの参加要件ではないが、委託業務の締結には、札幌市競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」または「建設関連サービス業」の入札参加資格者の登録が条件である。よって、未登録者または追加登録者は、平成24年3月15日(木曜日)までに事務手続きを完了しておくこと。

札幌市競争入札資格関係

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku_kanri/chosei/toroku/index.html

7 事前説明会

説明会へ参加する場合は、別紙「事前説明会参加書」を下記の担当あて平成24年3月1日(木曜日)15時00分までに持参、電子メール、FAXでご提出ください。

(1) 日時・場所

平成24年3月2日(金曜日) 13時30分～(1時間程度)

市役所地下1階1号会議室

(2) 参加人数

参加人数は各団体2名までとします。

8 公募型プロポーザルについて

(1) 提出方法及び提出先

郵送または持参にて以下に提出すること

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 2階北側

札幌市 観光文化局 観光コンベンション部 観光企画課

(2) 日程

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ア 企画提案書の公募開始 | 平成24年2月24日(金曜日) |
| イ 参加申込書の提出期限 | 平成24年3月12日(月曜日)15時00分必着 |
| ウ 企画提案書の提出期限 | 平成24年3月19日(月曜日)15時00分必着 |
| エ 予備審査(書類審査) | 平成24年3月22日(木曜日) |
| オ 選定委員会(プレゼンテーション) | 平成24年3月27日(火曜日)午後 |

(3) 参加申込書の提出書類

下記申込書類を下記担当者まで郵送または持参してください。

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 参加申込書(様式1:単独・グループ共通) | 1部 |
| イ 参加資格に関する宣誓書(様式2:単独参加の場合) | 1部 |
| (様式3:グループで参加の場合) | 1部 |

(4) 企画提案書の提出

企画提案書及び団体の業績が分かる資料を各9部用意し、平成24年3月19日(月曜日)15時00分必着で、担当者まで連絡のうえ郵送または持参してください。

また、札幌市競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」または「建設関連サービス業」の入札参加資格者でない者は、登録申請時の申請書類の控え(コピー可)を併せて提出してください。

(5) 予備審査

多数の企画提案書の提出があった場合には、書類による予備審査を行い、企画提案参加者を6社程度に絞ります。

(6) その他の留意事項

- | |
|--|
| ア 申込書類及び企画提案書の作成・提出に係る費用は申込者の負担とします |
| イ 申込書類及び企画提案書に虚偽があった場合は失格とします |
| ウ 提出のあった申込書類及び企画提案書は返却しません |
| エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めません。グループで応募した場合は、その構成員も申込者とみなします。 |

オ 申込書類及び企画提案書の著作権は申込者に帰属しますが、主催者が本件の選定の公表等に必要となった場合、無償で使用できるものとします。

9 選定委員会の開催

選定委員会を設置し、その選定委員会においてもっとも高い評価を得た事業者を業務委託先の優先交渉団体とします。審査に際しては、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施します。ただし、審査の結果、優先交渉団体を決せず、再度提案を募集することがあります。

(1) ヒアリングの日時(予定)

平成24年3月27日(火曜日) 午後 時間は別途指定します

(2) ヒアリングの内容(予定)

- ア プレゼンテーション(15分程度)
- イ 質疑応答(10分程度)

(3) 採用・不採用の通知

- ア 書類選考通過者のみヒアリング時間を平成24年3月22日までに連絡します。
- イ 最終結果は申込者全員に平成24年3月30日までに文書で通知します。

10 評価基準

評価にあたっては、概ね次のような点を基準に点数化し、総合得点により評価を決定します。ただし、通常評価において著しく評価の低い項目があった場合はその限りではありません。

(1) 通常評価

| 項目 | 内容(参考) |
|---------------|---|
| 観光アプリの企画構成・機能 | ・事業目的を的確に把握し、観光客の現状と課題を踏まえた、具体的な提案をしているか など |
| 観光アプリのコンテンツ | ・既存コンテンツを活用し、観光客にとって魅力あるコンテンツとなっているか など |
| 観光アプリのPR | ・国内外の観光客に観光アプリを使っていただくため、どのような広報及び広告活動を行うか など |
| 運営体制 | ・事業実施のための適正な運営体制が確保されているか など |

(2) 加点点評価

企画提案書の内容において、特筆すべき点や総合的に秀逸であると評価した場合、加点することとします。

11 予算上限額

23,300,000円(消費税含む)

予算に係る留意点

本公募型プロポーザル方式は、平成24年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものです。このため、平成24年度予算が成立した場合には、本公募型プロポーザル方式により選定した者と平成24年度に契約を行うこととなります。ただし、予算が成立しなかった場合には、本公募型プロポーザル方式にかかる契約を行うことは出来ませんので、十分に御留意のうえ応募してください。

12 契約

契約は、選定委員会により選定された優先交渉団体と札幌市の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとしますが、この交渉の結果、企画提案の一部を変更していただくことがあります。

なお、優先交渉団体との交渉が不調に終わった場合は、次点の団体と交渉する場合があります。

13 契約後の支払方法

支払については、業務完了の検査終了後(委託事業終了後)となります。

14 問い合わせ

本件に関する問い合わせについては、簡易なものを除き、質問票(様式4)によるものとします。

(1) 質問票の受付期限

平成24年3月19日(月曜日) 15時00分まで

(2) 質問票の送付

下記担当者まで電子メール、FAXでご連絡ください。

(3) 質問内容の公表

公平を期すため、質問票による質問内容はホームページ内にて公開します。

【本件に関する問い合わせ・書類の提出先】

札幌市観光文化局観光コンベンション部観光企画課 西田・北川

郵便番号 060-8611

住所 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階

電話 011-211-2376 FAX 011-218-5129

E-mail tadahiro.nishida@city.sapporo.jp